

---

社会福祉法人きゆな会

評議員及び役員報酬等規程

---

# 評議員及び役員報酬等規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人きゆな会（以下、法人という）の定款第八条に基づき評議員及び役員の報酬等について規定するのである。

(定義)

第二条 この規程でいう役員は、理事及び監事をいう。

(会計処理の基準)

第三条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする。

(評議員及び役員報酬)

- 第四条 評議員報酬は、評議員が理事長の招集に応じ評議員会に出席したときは、その出席一日につき、5,000 円を支給する。
- 二 役員報酬は、役員が理事長の招集に応じ理事会に出席したときは、その出席一日につき、5,000 円を支給する。
- 三 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合には、その出席一日につき、5,000 円を支給する。
- 四 前三項の他、園の用務により出席したときは、その出席につき、5,000 円を支給する。
- 五 前項に規定するもののうち、評議員に対する報酬等の総額は 200,000 円、役員に対する報酬等の総額は、360,000 円を年度ごとに超えないものとする。

(評議員及び役員報酬の支払)

第五条 評議員及び役員報酬は、業務終了時に通貨にて相当額を直接本人に支払う。

(旅費)

第六条 評議員及び役員が法人に関わる用務等で出張する際に要する旅費に関しては「旅費規程」において別途規定する。

(改正)

第七条 この規程を改正する必要がある場合は、評議員会の議決により行う。

附則 この規程は法人登記日より施行する  
法人登記 平成 23 年 4 月 19 日

附則 この規程は平成 30 年 3 月 20 日一部改正し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。